

令和4年4月28日
住宅局住宅生産課

「こどもみらい住宅支援事業」の申請期限を 令和5年3月末まで延長します！

原油高・物価高騰による住宅価格上昇への対策として、子育て世帯等による省エネ住宅の購入支援等を継続的に実施するため、「こどもみらい住宅支援事業」の申請期限を令和5年3月末まで延長します。

概要

コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」（令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定）を受けて、原油高・物価高騰による住宅価格上昇への対策として、子育て世帯等による省エネ住宅の購入支援等を継続的に実施するため、令和3年度補正予算542億円に加え、令和4年度予備費等において600億円を措置し、「こどもみらい住宅支援事業」の申請期限を令和5年3月末まで延長します。

なお、住宅・建築物のカーボンニュートラルに向けた取組を加速する観点から、より高い性能を有する省エネ住宅への支援に重点化するため、「省エネ基準に適合する住宅」の新築については、令和4年6月30日までに工事請負契約又は売買契約を締結したものに補助対象を限定します。

国土交通省としては、原油高・物価高騰対策として本事業を引き続き実施するにあたり、安心して本事業をご活用いただけるよう、交付申請状況を踏まえ、的確な執行状況の把握に努めてまいります。

参考資料

- ・ こどもみらい住宅支援事業の概要（別添1）
- ・ こどもみらい住宅支援事業の申請期限の延長（別添2）
- ・ こどもみらい住宅支援事業 事務局HP <https://kodomo-mirai.mlit.go.jp/>

（問い合わせ先）

国土交通省住宅局住宅生産課

電話：03-5253-8111（内線 39471）FAX：03-5253-1629